

群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、第14条第1項に規定する図書類又は第16条第1項に規定するがん具類(次項において「有害性のある図書がん具等」という。)を収納してはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(6)及び(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、第14条第1項に規定する図書類又は第16条第1項に規定するがん具類(次項において「有害性のある図書がん具等」という。)を収納してはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(6)及び(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>